

みよし広域連合
汚泥再生処理センター建設事業

優先交渉権者決定基準

令和3年8月6日

みよし広域連合

《目 次》

1 優先交渉権者決定基準の位置付け.....	1
2 審査の手順.....	1
3 審査体制.....	1
4 提案書類の審査.....	3
(1) 一次審査（基礎審査）.....	3
(2) 二次審査（定量化審査）.....	3
5 非価格要素において審査する点.....	5

1 優先交渉権者決定基準の位置付け

みよし広域連合汚泥再生処理センター建設事業優先交渉権者決定基準（以下、「本基準」という。）は、みよし広域連合（以下、「広域連合」という。）がみよし広域連合汚泥再生処理センター建設事業（以下、「本工事」という。）の工事契約を行うにあたり、「みよし広域連合汚泥再生処理センター建設事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、優先交渉権者を決定するために定めたものである。

本基準は本工事のプロポーザルに参加しようとする者に交付する「みよし広域連合汚泥再生処理センター建設事業公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものであり、本基準で用いる用語の定義は、実施要領において用いている用語の定義と同義とする。

2 審査の手順

本工事のプロポーザルに参加表明し、参加資格要件を満足していることが確認された応募者の優先交渉権者決定に至るまでのフローを図-1に示す。

応募者が提出した提案書類の審査は、一次審査として、提案書類が発注仕様書の内容を充足しているかどうか等を確認（基礎審査）し、二次審査として、評価基準による技術提案内容の点数化と見積価格の点数化を行い、これらの点数を合計して総合評価点を算出する（定量化審査）ことにより行う。

3 審査体制

審査は、広域連合が設置した選定委員会が行う。

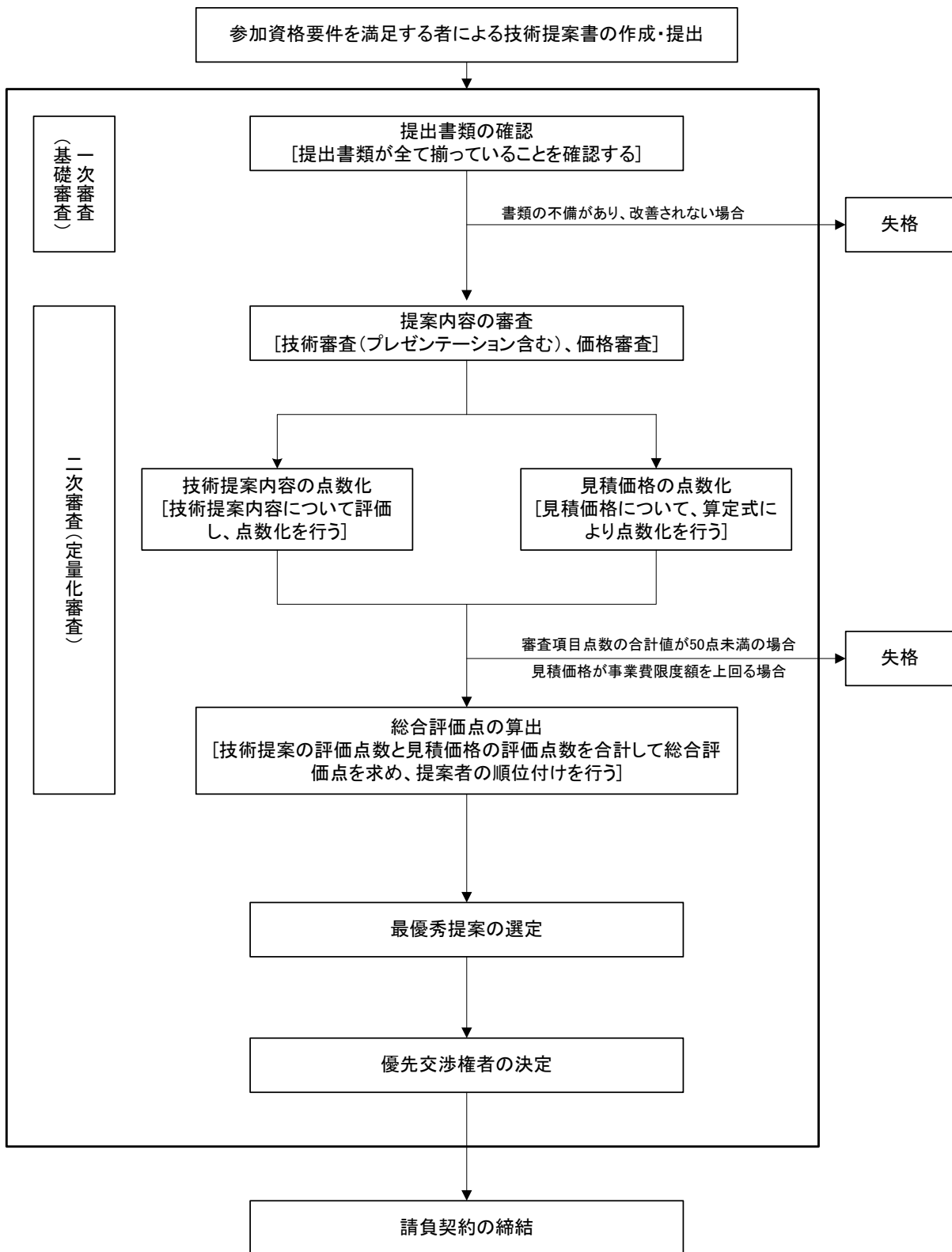


図-1 優先交渉権者決定のフロー

4 提案書類の審査

(1) 一次審査（基礎審査）

応募者が提出した提出書類により、次に示す基礎審査項目を満たしているかどうかを広域連合及び選定委員会を確認する。

確認の結果、提案書類に不足・不備がある場合は改善指示を行い、定めた期間内に改善されない場合は失格とする。

◆ 提出書類の整合確認

- 必要な書類がそろっているか。
- 書類間の整合が図られているか。

◆ 提案書の発注仕様書確認

- 提案内容が発注仕様書を満たしているか。

(2) 二次審査（定量化審査）

ア 非価格要素審査

(ア) 審査項目及び配点

非価格要素の審査項目及び配点は、表－１に示すとおりである。

表－１ 非価格要素における審査項目及び配点

審査項目	配点
1. 施設設計	45点
(1)施設配置・動線計画	10点
(2)施設計画・機能	5点
(3)施設の長寿命化	5点
(4)施設の安定運転等	5点
(5)自然災害	5点
(6)既存施設の連携	5点
(7)既存施設の解体	5点
(8)周辺景観への配慮	5点
2. 施工計画	25点
(1)周辺環境に配慮した施工計画	5点
(2)確実な工事実施のための提案	10点
(3)地域貢献	10点
3. 運営・維持管理	30点
(1)施設の維持管理への配慮	5点
(2)プラント設備の維持管理への配慮	5点
(3)維持管理コスト	10点
(4)見学機能	10点
審査項目点数 合計	100点

(イ) 審査項目の採点基準及び得点化方法

表－1 に示す審査項目の採点基準及び得点化方法は、表－2 に示すとおりである。

表－2 審査項目の採点基準及び得点化方法

評価	採点基準	得点化方法
A	特に優れている	(配点× 1)
B	AからCの間	(配点×0.75)
C	優れている	(配点× 0.5)
D	CからEの間	(配点×0.25)
E	発注仕様書を満たす程度であり、提案内容に効果が期待できない	(配点× 0)

(ウ) 非価格要素点の算出方法

非価格要素点については、70点満点とし、次の方法で得点化する。

非価格要素点＝70点×(審査項目点数の合計値／100)
※得点は小数点第3桁を四捨五入して、小数点2桁まで算出する

イ 価格審査

価格点については、30点満点とし、次の方法で得点化する。

価格点＝30点×(最低入札価格／入札価格)
※得点は小数点第3桁を四捨五入して、小数点2桁まで算出する
※最低入札価格：応募者から提出された入札価格のうち最低の入札価格
※入札価格：応募者から提出された入札価格

ウ 総合評価

非価格要素点と価格点の合計値を総合評価点とし、総合評価点の最も高い応募者が複数ある場合には、非価格要素点が高い方の応募者を優秀応募者とする。なお、非価格要素点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない広域連合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。

また、最も高い総合評価点を獲得した応募者であっても、審査項目点数の合計値が50点未満である場合及び見積価格が事業費限度額を上回る場合は失格とする。

総合評価点＝非価格要素点＋価格点

5 非価格要素において審査する点

表－3 非価格要素の評価の視点と配点

審査項目		評価の視点	配点	様式No.
施設設計	(1) 施設配置・動線計画	・施設配置ならびに動線計画において優れた提案がなされているか。 ・見学者や来場者の安全性を考慮し、施設配置ならびに場内動線計画において優れた提案がなされているか。	10	
	(2) 施設計画・機能	・作業性・安全性・メンテナンスを考慮した施設の配置・動線計画、過去のトラブルを踏まえた設計がなされているか。	5	
	(3) 施設の長寿命化	・施設の長寿命化を考慮した提案がなされているか。	5	
	(4) 施設の安定運転等	・水量・水質変動の対応について具体的な提案がなされているか。	5	
	(5) 自然災害	・自然災害発生時の対応について具体的な提案がなされているか。	5	
	(6) 既存施設との連携	・既存施設の運営方法に配慮した方法として、具体的かつ有効な提案がなされているか。	5	
	(7) 既存施設の解体	・既存施設の運営と環境へ配慮した既存施設の解体計画について具体的な提案がなされているか。	5	
	(8) 周辺景観への配慮	・周辺環境との調和に配慮した景観を考慮し、外観デザイン等において優れた提案がなされているか。	5	
小計			45	
施工計画	(1) 周辺環境に配慮した施工計画	・施工計画における周辺環境への配慮として、具体的かつ有効な提案がなされているか。	5	
	(2) 確実な工事实施のための提案	・現場条件を踏まえた適切な工程計画、工期内に確実に竣工するための施工手順、施工体制、施工方法、品質管理等について、具体的かつ有効な提案がなされているか。	10	
	(3) 地域貢献	・建設工事を通じた地域貢献（地元発注、地元調達等）に関して、具体的かつ有効な提案がなされているか。	10	
小計			25	

審査項目		評価の視点	配点	様式No.
運営・維持管理	(1) 施設の維持管理への配慮	・施設の維持管理を容易にする方法について、具体かつ有効な提案がなされているか。	5	
	(2) プラント設備の維持管理への配慮	・プラント設備全体において維持管理を容易にする方法について、具体かつ有効な提案がなされているか。	5	
	(3) 維持管理コスト	・プラントの維持修繕、水処理に要する薬品・電気等の使用量等、ランニングコストの低減方策について具体的かつ有効な提案がなされているか。	10	
	(4) 見学機能	・見学者が体験できる設備機能の提供について、優れた提案がなされているか。	10	
小計			30	
合計			100	